

標 題：

和文鋼船規則等の一部改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 179

Date: 平成8年4月1日

各位

1996年4月1日付で下記規則が改正され、1996年7月1日（限定近海船については即日）より施行されることになりましたのでお知らせ致します。

詳細は、近々発行される「鋼船規則等の一部改正」をご参照下さい。

記

1. 鋼船規則B編の一部改正（非金属メンブレンを使用する圧力逃し弁の取扱い関連）
非金属メンブレンを使用する圧力逃し弁の承認及び検査に関する取扱いについては、材料にかかわらず非金属メンブレンを3年毎に新替することを前提に規則を定めているが、近年の非金属メンブレン材料は強度、耐久性において改善され、また構造的な変更を施したものが開発される等状況が変化しつつあることを考慮し、一律3年毎の交換ではなく承認された期間まで使えるよう規則を改正した。
2. 鋼船規則B編の一部改正（貨物固縛マニュアル関連）
貨物ユニット及び貨物運送ユニットを運送する船舶に対し貨物固縛マニュアルに従った固縛を義務づけるSOLAS VI章及びVII章が改正され 1996年7月1日より発行することとなった。この改正に対応するため、マニュアルの承認及び貨物固定設備の検査を規則に取り入れた。
3. 鋼船規則D編及びH編の一部改正（限定近海船に関する特例等関連）
限定された近海区域のみを航行する船舶について平成7年12月に規則の一部を改正したが、今般、それら設備要件の軽減に係わる詳細な取扱が運輸省より示されたため、これを取り入れ改正するとともに関連する沿海及び平水についても一部規定を改め、また、関連して予備品に関する規定を改めた。
4. 自動化設備規則の一部改正（主機ディーゼル・補機ディーゼルの安全措置関連）
主機ディーゼル・補機ディーゼルの安全措置等（遠隔監視、自動停止、自動減速、警報、ポンプの予備機への自動切換）については、IACSの統一規則に規定されており、それらの規定を受けて自動化設備規則に関連規定を規定している。今回、IACSの統一規則が改正されたのを機に、主機ディーゼル・補機ディーゼルの安全措置等に関する規定を見直し必要な改正を行った。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524